



労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示について

厚生労働省は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第28条第1項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号)を改正しました。

主な改正の概要

- ・大規模建築物や改修履歴の多い石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定建築物石綿含有建材調査者等による事前調査が望ましい。
- ・事前調査や試料採取のために石綿等の粉塵が飛散する恐れのある場合は、隔離や呼吸用保護具の使用が望ましい。
- ・吹き付けられた石綿等の近傍における付属設備除去時は、当該設備除去前に隔離等をする。
- ・石綿含有成形品及び石綿含有仕上げ塗材の除去時の隔離解除に当たっては、あらかじめHEPAフィルタ付き真空掃除機により隔離空間の内部の清掃を行うことが望ましい。
- ・隔離時の負圧点検及び集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩の有無の点検に加え、常時粉じん濃度を測定することが望ましい。
- ・事業者は労働者を常時就業させる建築物等の壁、柱、天井等に吹き付け材又は保温材、耐火被覆材等が封じ込め又は囲い込みがなされていない状態である場合は、石綿等の使用の有無を調査することが望ましい。

適用日 2021年4月1日

※石綿含有成形品除去時の隔離解除に関する事項のみ2020年10月1日

当社は、特定建築物石綿含有建材調査者による事前調査や、アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクターによる分析に対応しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年9月8日付 厚生労働省](#)

研究開発箇所 守屋貴志

塩化メチル及びアセトアルデヒドの指針値の設定について

2020年8月19日に開催された中央環境審議会大気・騒音振動部会において、1995年9月20日付けで環境庁長官から中央環境審議会に諮問された「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」に対する第十二次答申(案)が審議・了承され、2020年8月20日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して答申がなされました。

本答申は、塩化メチル及びアセトアルデヒドに係る指針値の設定並びに「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の改定に関するものです。

①指針値の設定について

・塩化メチル:年平均値 $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

・アセトアルデヒド:年平均値 $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

指針値とは「環境目標値の1つとして、環境中の有害大気汚染物質により健康リスクの低減を図るための指針となる数値」です。

②「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の改定について

第十次答申で示された「今後の課題」等に対応するため、全体構成の再整理を行い、本文と別紙の用語の精査を行うとともに、曝露評価について、付属資料として収集する情報を整理する等「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の一部を改定することとしました。

当社では、大気中の有機化合物の分析も行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年8月20日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会\(第2回\)の開催について](#)

[2. 国家機関の建築物等における吹き付けアスベスト等の使用実態に関する集計\(フォローアップ\)結果](#)



アスベストの事前調査承ります！

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成30年基安化発第0420第1号(厚生労働省通達)に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記URLをご参照ください。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>